

小山市高等職業訓練促進給付金等事業

この給付金は、ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、資格取得のための養成機関を受講する場合に、修業期間内の生活負担を軽減することを目的にその全期間（上限48ヵ月）について支給されるものです。

❁ 対象になる方は

「ひとり親家庭の母や父であって、次の要件にすべて該当する方」です。

- ・小山市に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受けているか、同じ位の所得水準にある方
- ・この給付金と趣旨を同じくする他の給付を受けていない方
- ・過去にこの給付金等を受けたことがない方

❁ 対象となる資格は

看護師（准看護師含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・
歯科衛生士・美容師・社会福祉士・調理師などです。

養成機関におけるカリキュラム期間は、6ヵ月以上であることが必要です。

※原則として全日制（通学制）が対象となりますが、通信制も対象となる場合があります。個別にお問い合わせください。

※雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座の場合、情報関係の資格・講座に限ります。

❁ 支給される金額は

月額10万円（市県民税課税世帯の方は月額70,500円）、最後の12ヵ月は更に4万円/月が加算されます。

❶ 「資格取得するためにこの制度を利用したい」方は、受講の申し込みをする前に必ず市窓口へご相談ください。

事前にご相談いただくことで、「この制度の対象者ではなかった」、「思っていた金額や期間ではなかった」などのトラブルを回避することができます。

【問合せ先】

小山市役所 子育て家庭支援課 子育て支援係
TEL：0285-22-9857

～ 申請・支給決定までの流れ ～

① 事前相談 ※講座の申し込み前

市にて、本給付金の支給対象になるか面接をさせていただきます。受講期間、資格取得に対する意欲、現在の生活状況（経済状況、お子さんの養育状況など）と就職後の展望などお伺いします。本給付金の決定に必要な情報となりますので、ご承知おきください。

【持ち物】

- 受講を考えている講座のパンフレット（受講期間、授業料等の記載があるもの）
- 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークが発行するもの）

② 申請

下記のことを準備し、申請日を事前連絡の上、窓口までお越しください。

【持ち物】

- 戸籍謄本又は抄本（世帯全員が載っているもの）
- 通帳
- 受講講座のパンフレット（授業料等が記載されているもの）
- マイナンバーが確認できる書類（同一世帯に属する者の分も含む）
- 児童扶養手当証書（写）
- 修業している養成機関に在籍していることを証明する書類（合格通知書等）

③ 支給決定

後日郵送にて、支給決定通知書をお送りします。

✿ 高等職業修了支援給付金について

修学が終了し卒業された方が対象となります。支給額は非課税世帯が5万円、課税世帯が2万5千円となります。卒業後 30 日以内の申請が必須となりますので、申請の際はご注意ください。

○ 申請

下記のことを準備し、申請日を事前連絡の上、窓口までお越しください。

【持ち物】

- 戸籍謄本又は抄本（世帯全員が載っているもの）
- 通帳
- 当該講座の修了証明書の写し
- 児童扶養手当証書（写）
- マイナンバーが確認できる書類（同一世帯に属する者の分も含む）